

「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の加工食品」に係る食品健康影響評価について

厚生労働大臣から平成15年8月29日付けで意見を求められていた「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の加工食品」について、9月4日の第9回食品安全委員会が行った食品健康影響評価は、次のとおりです。

現在得られている知見・情報等から判断すると、閉塞性細気管支炎を引き起こす原因物質やその作用機序は特定されていないものの、これまで、アマメシバの粉末の長期摂取が原因と疑われる閉塞性細気管支炎の発症事例が報告されていること等から、アマメシバ粉末（これを錠剤にしたものを含む）の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない。

なお、引き続き、アマメシバの粉末、錠剤等の形態の加工食品による健康被害事例の積極的な把握に努めるべきである。さらに、食品健康影響評価を適切に行うためには、原因物質等の特定のための調査・分析を進めることが重要であると考えるので、これを申し添える。

解説

- ・ 今回の評価は、大量長期に摂取することが可能なアマメシバの粉末等の形態の加工食品について行われたものであり、生鮮アマメシバについて評価が行われたものではありません。
- ・ アマメシバ粉末中の原因物質等は特定されていませんが、鹿児島及び名古屋の症例、台湾における発症事例などを踏まえ、疫学的に、アマメシバ粉末の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できないと判断されたものです。
- ・ また、アマメシバ粉末を錠剤にしたものも同様であると考えられることから、これを含むとされたものです。

問合せ先 内閣府食品安全委員会事務局
評価課 三木、岡本
電話：03-5251-9168又は9169